

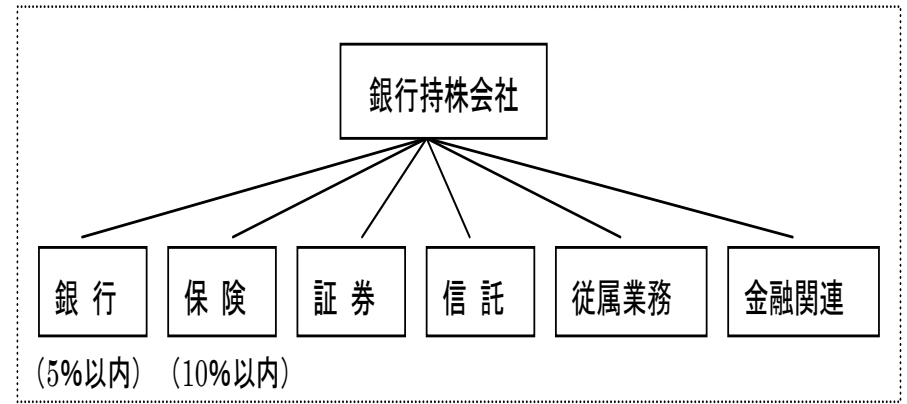
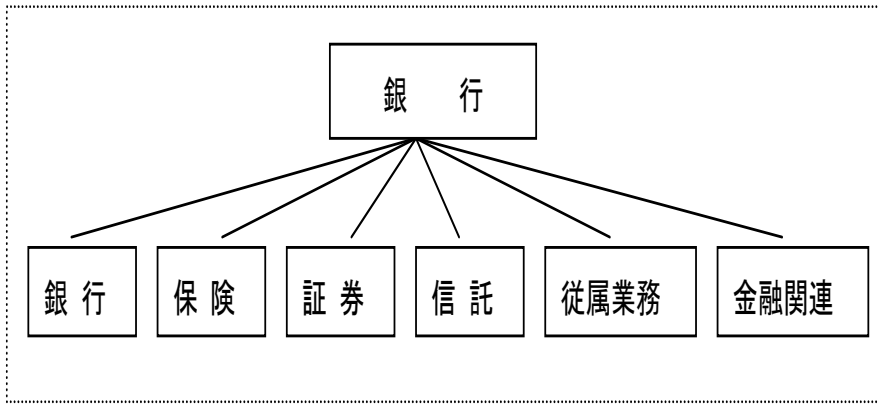
銀行法による議決権保有制限(5%ルール)について

平成24年11月15日

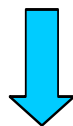
金融庁総務企画局企画課
信用制度参事官室

銀行法による議決権保有制限(5%ルール)の概要

銀行が本業以外の事業により健全性を損なうことがないよう、銀行又はその子会社は合算して、国内の一般事業会社の議決権の5%を超えて取得し、又は保有することを禁止している。



※信金等の協同組織金融機関
とその子会社の合算で10%超
の議決権保有を原則禁止



⇒銀行とその子会社の合算で5%
超の議決権保有を原則禁止

国内の会社
(子会社対象以外の会社)



⇒銀行持株会社とその子会社の合算
で15%超の議決権保有を原則禁止

国内の会社
(子会社対象以外の会社)

5%ルール of 例外

平成10年銀行法改正により、議決権保有制限を新設した際の例外

- ① 銀行の証券子会社とその業務として所有する株式
- ② 担保権の実行等の事由により取得した株式(1年超保有は承認制。ただし、50%超の保有は承認制の対象外(1年以内保有に限定。))
- ③ 銀行等の投資専門子会社を通じて保有するベンチャービジネス(VB)会社の議決権(保有10年以内。更なる1年超保有は承認制。)
- ④ 有限責任組合員が投資事業有限責任組合の組合財産等として所有する株式等(有限責任組合員が議決権を行使できる場合及び10年を超えて保有する場合等を除く。)



例外措置の拡充(1)(平成11年)

- ・上記②に、「合理的な経営改善計画に基づくデット・エクイティ・スワップ(DES)の場合」を追加。

例外措置の拡充(2)(平成20年)

- ・上記③に、「投資専門子会社が事業再生を行う会社の議決権を保有する場合」を追加。
- ・上記③のVB会社について、その要件の一つである「設立5年未満」を「設立10年未満」に拡大。

(参考)「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」(抜粋)

金融審議会金融分科会第二部会報告(平成19年12月18日)

「相応の政策的合理性が認められるものについては、早急に制度的な手当てを行うことが適当である。具体的には、地域密着型金融の一層の推進等の観点から、ベンチャービジネスの育成、企業再生(地域再生)等の分野を念頭に、議決権保有制限の例外措置の拡充を検討すべきである。」

(参考) 独占禁止法による議決権保有制限

○ 独占禁止法の目的

第1条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

○ 銀行等の議決権保有の制限

銀行又は保険会社は、国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五(保険会社にあつては、百分の十)を超えて取得し、又は保有することが禁止されている。(11条)

⇒ 単体規制のみ

(注) 協同組織金融機関は、独占禁止法の規制対象ではない。

《 当該規定の例外 》

- 有限責任組合員が投資事業有限責任組合の組合財産等として所有する株式(有限責任組合員が議決権を行使できる場合及び10年を超えて保有する場合等を除く。)等
- 担保権の実行、デット・エクイティ・スワップ(DES)等の事由により取得した株式(1年超保有は承認制)
- その他、公正取引委員会の認可を受けた場合

『我が国金融業の中長期的な在り方について(現状と展望)』(抜粋) 金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」

第3章 政府の役割

1. 企業向け金融サービスの発展のために求められる政府の役割

(2) 企業向け金融サービスのローカルな展開

① 金融機関がリスク変換機能等を発揮して成長資金を供給しようとする際に障害となる制度上・運用上の要因があれば、金融当局は、その是正に向けた対応策を検討する必要があるだろう。

(イ) 金融機関の財務の健全性等確保を目的とした法令またはガイドライン等に基づく諸規制がリスク変換機能発揮に対し過度の抑制効果を働かせていないか、再点検も必要であろう。

例えば、金融機関が事業再生局面にある中小企業等に出資する場合、議決権の取得に関するいわゆる「5%ルール」があるため、企業が少額の出資しか得られないことがあり得る。同ルールを緩和することが、地域金融の向上に資する場合もあり得よう。健全性維持等の政策目的を踏まえつつ、同ルールを緩和する場合の程度や条件などについて更に議論を深めていくことが考えられる。

『日本再生戦略』（平成24年7月31日 閣議決定）（抜粋）

[中小企業戦略]

（重点施策：金融円滑化法の期限到来も踏まえた中小企業等への支援）

中小企業金融円滑化法および企業再生支援機構の期限が2013年3月に到来する予定であることも見据え、企業再生支援機構、中小企業再生支援協議会、金融機関が連携して中小企業の経営改善・事業再生を強力に推進する。加えて、相当数の企業が支援を必要とすることが見込まれることから、中小企業を支援し、成長を促すための体制を整備するため、民間の資金・ノウハウを活用した新たな体制構築の検討も進める。

また、金融機関による中小企業の経営改善・事業再生支援に係る取組について、公表を含めた一層の情報発信の促進、金融機関との間の取決めに違反した場合のみ保証責任を負う停止条件付個人保証契約等、経営者本人保証を限定的にする施策といった個人保証制度の見直し、さらにはベンチャービジネスの育成や事業再生支援等の観点から無議決権株式のより一層の活用等の金融機関による資本性資金の供給促進等といった、更なる中小企業支援策を講じる。

※ 別表『日本再生に向けた改革工程表』においては、「2012年度に実施すべき事項」として、「金融機関による資本性資金の供給促進策（5%出資規制の見直しを含む）の検討」が盛り込まれている。

金融審議会

「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」 諮問事項(抜粋)(平成24年4月11日)

(前略)

あわせて、金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」における議論等を踏まえ、我が国金融業の更なる機能強化のための方策について検討。

(※)銀行法による議決権保有制限(5%ルール)については、第7回(10月10日)及び第9回(10月31日)ワーキング・グループにおいて議論を実施。